

区域区分の変更

計画書

岐阜県 各務原都市計画区域

各務原都市計画区域区分の変更（岐阜県決定）

各務原都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

年 次		2020 年 令和 2 年	2030 年 令和 12 年
区 分	都市計画区域内人口	142.7 千人	135.1 千人
	市街化区域内人口	114.5 千人	108.9 千人
	配分する人口	—	108.9 千人
	保留する人口	—	—
	（特定保留）	—	—
	（一般保留）	—	—

理 由

本都市計画区域では、1971 年（昭和 46 年）3 月 31 日に区域区分の都市計画を決定し、その後以降 12 回変更し現在に至っている。

今回の変更は、既存産業高度化・規模拡大や新規産業の受け皿となる工業用地の立地需要が今後も見込まれ、新たな工業系市街地の形成を計画的に進めていく必要があることから、既成工業専用地域の隣接地を市街化区域に編入し、地区計画に基づき良好な工業用地の形成を図るものである。